

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 年俸制給与所得者の通勤手当

**Q** : 年俸契約による給与所得者の通勤手当が非課税になるかどうかについて争われていた事案があるそうですが、内容を教えてください。

**A** : 通勤手当が別途支給されていない年俸制給与制度では、通勤交通費の非課税規定は適用されないとの判断が示されています。

### 【解説】

この事案は、請求人と請求人が雇用されている会社との給与等に関する契約が年俸契約で、この給与等以外会社から請求人に対して通勤手当等は一切支給されていませんが、請求人が、交通費の額として通勤費相当額を給与等から控除して確定申告したのを、税務署が認めなかったため、審査請求に及んだものです。

審判所では、請求人には給与等の他に、通常の給与に加算して受けているものは一切なく、したがって、非課税規定による通勤手当はそもそも存在しないのであるから、通勤費相当額全額が、非課税規定による課税されない通勤手当に類するものに該当するとは言えない、との判断を下しています。

最近では年俸制を導入する企業が増えていますが、正味の給与の他に、通勤交通費等の諸手当を加味して年俸を算定しているという場合には、社員が抱える余計な税負担を避けるために、通勤手当は、正味の年俸とは切り分けて支給しておくほうがよいでしょう。

